

緑化功労に関する表彰の取扱い内規

施行
全部改正

平成16年4月1日
平成24年9月28日

1 選考基準

表彰名	選考基準		内規基準		摘 要
	対象者概要		期間	年齢(以上)	
緑化功労者 岐阜県緑化 推進委員会 会長表彰	第1 市町村長、の推薦があること。 第2 以下のいずれかに該当すること。 (1) 緑化に精励し他の模範となる者 (2) 緑化に従事する者で、業務に精励し他の模範となる者 (3) 公共等の緑化に尽力し功績顕著な者、又は公共の緑化事務に勤勉し功績顕著な者 (4) 優れた緑化活動を行い、他の模範となる団体、事業所、施設。 (5) 緑化運動に関する青少年の育成指導、NPO活動及びボランティア活動に貢献のあった者		12年 12年 7年 7年 5年	55才 60才 55才 — —	<ul style="list-style-type: none"> 再度表彰不可。 知事表彰、林業関係による叙勲黄藍綬褒賞受賞者は不可 第2の(1)の「緑化に精励」とは以下のとおりとする。 地域の環境緑化の推進、森林の造成や林業技術の向上等の地域林業の振興に係る活動 第2の(5)の「青少年の育成指導」とは以下のとおりとする。 みどりの少年団等の育成指導や学校林活動等における育成指導 過去に緑化に関する優れた功績がある者であっても、推薦を受ける年度から起算し過去3年間に活動を行っていない場合は、推薦の対象とならない。

2 選考

選考に当たっては、1の選考基準を満たしている者の中から理事長が決定する。

附 則

1 この内規は、平成24年10月1日から施行する。